



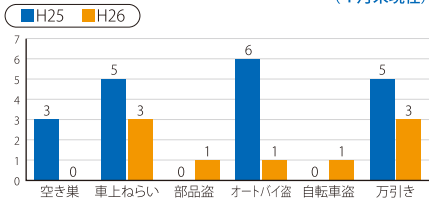
高齢者の交通事故防止

みんなで高齢者を交通事故から守りましょう！

昨年、県下の交通事故による高齢者の死者数は81人で、うち69人(約75%)が歩行中と、半数以上を占めています。

小郡警察署管内では、昨年交通死亡事故の発生はないものの、高齢者に関する交通事故が多発しています。歩行者やドライバーの皆さんは注意をお願いします。

小郡警察署管内の犯罪および交通事故の発生状況 (1月末現在)



○刑法犯発生件数
31件(−22件)

○交通事故発生状況
発生状況

29件(+5件)

死者数 0人(±0人)

傷者数 33人(+1人)

※()は、昨年同月比を示す

○歩行者の皆さん

- ・ドライバーが歩行者に気づいているとは限りません！横断するときには、左右の安全をよく確認しましょう。
- ・遠回りになっても、大切な命を守るためです！近くに横断歩道がある場所は必ず利用しましょう。

○ドライバーの皆さんへ

- ・わき見などの不注意による事故が多発しています。運転中は「よく見る、早く見つける」に心がけましょう。
- ・広く見通しのよい道路でも油断せず、前方を良く見て、横断歩道者の早期発見に努めましょう
- ・夕暮れ時の早めのライト点灯、周囲に配慮したハイビーム走行に心がけ、歩行者を早く見つけましょう

毎月9日は
防火の日

こちら119

久留米広域消防本部
三井消防署 ☎72-5101



3月1日～7日は春の火災予防運動

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防の意識を高めることで、火災の発生を防止し、尊い生命と貴重な財産を守るため、「消すまでは 心の警報 ONのまま」を全国統一防火標語に掲げ、春の火災予防運動を実施します。家庭や職場で「火の用心」に心がけ、火災のない「安全・安心」な街づくりに、ご協力ください。

「住宅用火災警報器」の維持管理は大丈夫？

- 住宅用火災警報器は、月に1回程度作動点検を
作動確認用のボタンを押すか、下がっているひもを引き、音声などが鳴れば異常はありません。
- 警報器本体の寿命は約10年
製造年月日を確認し、古いものは交換を。寿命を音声などで知らせるものもあります。また、電池の寿命は5～10年なので、本体と併せて確認を。

火災警報器が作動し、命を取りとめた事例

居住者が2階寝室で就寝中、警報器の鳴動で目が覚め、1階子ども部屋から煙が出ているのを発見。水道ホースを使用して初期消火し、119番通報をした。

悪質な訪問販売に注意！

不適正な価格、無理強い販売などを行う業者にご注意ください。

- ・「すべての住宅のすべての部屋に設置が義務付けられた」「点検も義務付けられている」など法令の内容を偽って販売する

Point! すべての部屋への設置義務はありません
また、点検についても法的義務はなく、個人で容易に行うことができます

- ・消防職員のような服装で身分を偽って販売する

Point! 消防職員が販売することはありません

消費生活相談室

小郡市消費生活相談室
☎72-2111内線144

窓口開設日
毎週月・火・木・金曜日
午前9時～正午、午後1時～4時

今季の灯油は今季のうちに使い切りましょう

長期間保管して変質した灯油を使うと、ストーブの火が消えにくくなったり、煙が出たりすることがあります。石油暖房機器の取扱説明書などでも不良灯油の使用を禁止しており、不良灯油が原因の機器の故障は、保証期間内でも有償修理となることが表示されています。また、煙やにおいによって、のどや目の痛み、頭痛などが生じ、身体に悪影響を及ぼすこともあります。

ひとこと
助言

- ・灯油は、紫外線などで酸化が進みます。黄色や茶色に変色したものや、すっぱい臭いがする時は、使わないようにしましょう
- ・シーズン中は、灯油専用容器に入れ、日光や雨の当たらない屋根のある場所で保管しましょう
- ・シーズン後に石油暖房機器を片付ける場合は、内部の灯油をしっかり抜いて保管してください
- ・灯油を廃棄する時は、灯油販売店に相談しましょう